

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成28年6月9日（木）10:27～10:41
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <関係省庁>

- 田宮 憲一 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬情報室長
- 水野 良彦 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課企画官
- 添島 里美 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課課長補佐
- 大西 佑作 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課係長

#### <事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長
- 杉田 香子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 遠隔服薬指導に係る省令等について
- 3 閉会

---

○事務局 国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催いたします。

続きまして、先日の改正国家戦略特区法に盛り込まれたテレビ電話による遠隔服薬指導の特例に係る省令の具体的な内容について、厚生労働省から御説明いただきたいと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひします。少し時間が短くなっておりますが、今日できるところまでということで、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 それでは、お待たせいたしました。早速、御説明をお願いいたします。

○水野企画官 厚生労働省でございます。

それでは、省令のペーパーに基づきまして、御説明申し上げます。「改正国家戦略特区法における対面服薬指導の特例に係る主な省令事項（未定稿）」でございますが、この表のとおりでございます。「法律事項」と書いてある欄がございまして、その隣に「省令事項（案）」とございます。法律事項につきましては、今、特区法において、これまでワーキンググループに御説明させていただいた内容がございました。それについていくつか論点がございました。その主要な論点について、具体的に省令でどのような内容を規定しようとしているのかということでございます。

早速でございますが、法律事項の欄の一つ目「テレビ電話装置等に関する基準」ということでございます。法律上、テレビ電話装置等に関する基準が定められておりまして、省令に委任されております。

その省令の内容でございますけれども、右側に書いてあるとおりでございます。テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な画面の大きさを有するとともに、鮮明な映像及び明瞭な音声及び画像を送受信する性能を有しているという機能、それから、テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導の間に送受信された映像及び音声を記録する機能を有していること。3番目でございますけれども、テレビ電話装置等が、患者の居宅に設置されているものであること。4番目でございます。テレビ電話装置等の中での映像及び音声の転送速度が、薬剤遠隔指導等を適切に行うために可能な限り高速であること。最後でございますが、テレビ電話装置等、映像及び音声の送受信その他の薬剤遠隔指導等の実施環境に不具合が生じる場合に備え、予備のテレビ電話装置等の設置、電気通信サービスの品質保証を受けることその他必要な措置を講じていることという基準でございます。

続きまして、その下でございますが、「特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合」ということでございます。これにつきましては、次のいずれにも該当する場合とするということで、三つあります。薬局と特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住場所との間の距離が相当程度長い場合。それから、通常の公共交通機関の利用が困難な場合。それから、その地域において薬剤師数及び薬局数が不足している場合でございます。

三つ目でございますが、「特定区域において、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして地方公共団体の長が講じる措置」につきましては、まず一つ目でございますけれども、次に掲げる情報の収集並びに薬局及び関係医療機関等に対する当該情報の適切な提供ということで、二つございます。利用者が受けている薬剤遠隔指導等に関する事項。薬局及び関係医療機関等の緊急時の電話番号その他の連絡先に関する情報。続いて、下の丸でございます。薬剤遠隔指導等に係る利用者からの相談に応じるための窓口の設置。その下の丸になります。薬剤遠隔指導等の従事者がテレビ電話装置等の操作等に必要な技能の習得の支援及びその確認。それから、特区事業の実施に伴う保健衛生

上の影響に関する分析及び評価、並びに当該分析及び評価結果についての薬局及び関係医療機関等への提供。その下であります。その他、薬局と関係医療機関との連携体制及び薬剤遠隔指導等を確実に実施するために必要な体制が整備されることを確保するために必要な措置。措置の実施区域は、離島・僻地その他の対面による服薬指導が困難な地域から定める。最後に、具体的な措置に関する事項は、利用者の居住する地域における医師、薬剤師、その他の医療従事者の団体等の代表者により構成された協議会による協議を経て決定されるとともに、区域計画に盛り込まなければならないというものでございます。

中々長文でございましたけれども、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見をお願いいたします。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 前からずっと議論していますが、従来のテレビ電話という非常に画一的に固定した概念から、時代によって変えていかなければいけないということです。例えば、テレビ電話装置に関する基準というのは、適切な画面の大きさとは何かという基準があるわけではありません。拡大機能があれば小さな画面サイズでも良いわけです。居宅に設置されているという設置の定義は何ですかとか、言葉の使い方がどのようにも解釈できて曖昧ですね。スマホも机の上に置いてあれば設置ですからね。

そういう意味からすると、スマホとかiPadが使えないとはこれは読めないのだけれども、そこについて何かきちんと条件を示して、可搬型のモバイル装置を使えるように明確に例示すべきです。なぜできないのかというのが、技術的にもよく理解できないのです。その辺はどのようにお考えになりますか。

○水野企画官 私の理解が若干及んでいない部分があるかと思いますが、今の御指摘は、おそらく省令にスマホなりの言葉を入れて規定せよという御指摘なのかと思うのですが。

○阿曾沼委員 そうです。これからのICTの時代の中では、必ずしも除外するものではないとはっきりさせるべきだと思います。

○水野企画官 御指摘の点につきましては、私ども、ここに書いてございますとおり、個別の装置の名称を省令に規定するのは中々難しいところでございますので。

○阿曾沼委員 では、何でテレビ電話装置という用語に固執しているのですか。

○水野企画官 「テレビ電話装置等」という定義が法令用語でございまして。

○阿曾沼委員 そうですか、でも法令用語を変えればいいではないですか。

○水野企画官 この法制上の「テレビ電話装置等」という言葉については、一応法制局との関係で説明しています。

○阿曾沼委員 それは法制局と相談すればいい話でしょう。

○水野企画官 そこについては、法律においてどのように規定するかというものもございまして。

○阿曾沼委員 だけれども、それは省令、政令の中で大臣の解釈通知をすればいいではな

いですか。

○水野企画官 ということは、省令には規定せずともよいということでしょうか。

○阿曾沼委員 それは一番いい方法を検討して、利用者がちゃんと誤解をせずに使えるものが普通に使えるようにすべきです。その代わり、当然条件を付記する必要があるでしょう。条件というのは当然出てくるかもしれませんが、「等」という曖昧な表現ではなくて、iPadなどの商品名は難しいでしょうが、いわゆるモバイル端末とかの一般通念的なものを使えるようにするということを明示すべきではないかと思います。

○水野企画官 法令をお読みだと思いますが、「テレビ電話装置等」という定義については、「テレビ電話装置その他の装置」というものを「テレビ電話装置等」と言っておりまして、テレビ電話装置だけを指すものでもないですし、「その他の装置」という形で。

○阿曾沼委員 「その他の装置」というのは何を想定しているのですか。例えば、QAがあったときに、その他の装置で使っているものというふうにQAがあったら、皆さんはどう回答されるのですか。

○水野企画官 この段階で、まず、省令を固める作業でございますので、その先の話は中々言えないのですが、省令においては、まず、機能をしっかり定義するということが必要かと思っております。その他の装置について必要な機能は何かということ、この省令事項として列挙をしたというものでございます。

○原委員 阿曾沼委員が言われているのと同じことをちょっと違う視点で言うと、多分この要件で挙げられている五つの丸のうちの二つ目以降は全然要らないのではないかと。居室に設置なんてわざわざ書く必要がないですね。それは、当然必要な人は自分で使うわけですから。

それから、記録機能とかは何でここだけ必要なのかも分からないし、可能な限り高速なんて書く必要があるのかどうか。

それから、予備の装置なんて、スマホだったら別に予備の装置なんて。

○阿曾沼委員 これを五つ読めば、全部今のスマホとかiPadで100%可能ですよ。しかも、そろそろ表示系は4Kが出てきますし、5Kも出てくる。旧来型技術のテレビ電話などはとっくに超えています。なおかつコストパフォーマンスが良くて利用が可能になる。テレビ電話装置などの名称ではコスト高なものを押し付ける規定です。

○八田座長 結構時間が押しているの、絞りたいのですけれども、今、提案があって、もう第1項目だけでいいのではないかと。そして、第1項目だけやった場合には、阿曾沼委員から御指摘のあったようなこと、何が「テレビ電話装置等」かは解釈通知で示すということですね。それで、どういうものかというのを具体的に示す。そういう方向は方向だとして、もう1番だけでいいのではないかという議論がある。

○阿曾沼委員 私は、1番に関しても、何インチなんて言えないわけですから、拡大もできれば何もできるわけでしょう。そうすると、この規定そのものが、基本的にはテレビ電話という旧来型の機械を想定してやっているもので、何ら意味がないわけです。

○八田座長 お気持ちとしては、むしろ、例えば、ガラパゴス携帯、昔の携帯電話みたいなものを排除したいと。

○阿曾沼委員 こんな曖昧な条件では普通の医療機関はスマホが使えるのか判断に迷います。

○八田座長 そこは解釈通知で明確にするというお気持ちですね。

○水野企画官 そうです。まず、省令に記載する内容を御説明するというのが今回のワーキンググループでの御説明だと思いますので。

○阿曾沼委員 可搬型のスマホも除外しないと省令に書けばいいではないですか。「等」などと訳の分からないことをしないで、等の下に括弧をして機器名を例示したらいいではないですか。

○水野企画官 まず、省令の事項について先ほど御指摘がちょっとございましたので、記録の話については要らないのではないかという話がございましたので、その点について御説明をさせていただければと思います。

○八田座長 時間がないので、どのようにしたらいいですかね。次が押してしまったので。

○阿曾沼委員 国のICT戦略を踏まえて、次の時代に禍根を残さないような柔軟な規定を作るべきであるし、きちんとした誤解のないような例示を省令、政令で定めるべきだと思います。

○鈴木委員 あくまで頂いた紙を基に我々の方で質問事項を整理して、投げさせていただいて、また御回答いただくというのがいいのではないのでしょうか。

○八田座長 それから、一般的に省令でとどめたいというお気持ちは分かるけれども、そのときには具体的に通知でどういうことを、ここの中でいいから考えているということを実体的に言うていただければいいけれども、そうでないと、この省令でそういう可能性が一切閉ざされてしまうということになると怖い。

○阿曾沼委員 これは10人の先生に聞いて10人とも、テレビ電話とは何ですかと聞いたって、みんな分からないと言うのですよ。

○八田座長 そういうことがありますので、私どもの方ももうちょっと今日頂いたものを基に考えまして、御提案をいたします。

○水野企画官 我々も、具体的に実際にやるフィールドも想定しながら一応この規定を書いているつもりでございますので、実際のフィールドのニーズとかも酌めるようにしておかないといけないかとは思いますが、そういったところをむしろ実際のニーズとしてお示しいただきながら、では、この省令はこう変えた方がいいとか、そういう御指摘であれば、我々も検討するかもしれないなと思っています。そのところは、御指摘、御質問があれば、参考にさせていただくことは可能だとは思いますが。

○鈴木委員 参考というか、我々の方で提示いたしますので、また御回答をいただければと思います。

○八田座長 また御回答いただいて、ちょっと続けたいと思います。

○原委員 この2項目と3項目もかなりイメージが違うと思いますが、それも含めて、また。

○八田座長 それでは、本当に短い時間になってしましまして、どうもすみません。私どもでこれを検討させていただきます。

○水野企画官 そのときに、我々も先ほど申し上げたとおり、法制局との審査とか、そういう過程のことも踏まえて盛り込んで訂正せざるを得ない、そういうところもございしますので、また説明させていただければと思います。

○八田座長 事務的にもまた色々お話を伺うと思います。

どうもありがとうございました。